

第 1 回

公社等の総点検について

I 「公社等の総点検」の基本的考え方

II 「公社等の総点検」資料 <県土整備部>

- (1) 公益財団法人 山形県建設技術センター
- (2) 山形県土地開発公社
- (3) 山形県道路公社
- (4) 山形県住宅供給公社

平成 28 年 8 月

山 形 県

I 「公社等の総点検」の基本的考え方

1 「公社等」について

<対象> 資本金、基本金その他これらに準ずるものの
県の出資（出えんを含む）割合が25%以上の法人等
（H28.7時点：33法人）

2 「公社等の総点検」について

（1）H17年度に「公社等の総点検」を実施

※ 設立目的別にゼロベースで見直し、公社等の将来的な方向性
（廃止又は存続）を整理

H17 公社等の総点検及びこれまでの見直し状況

★ 公社数：39 法人（H17） → 32 法人（H27） ▲7 法人

★ 今後廃止予定：2 法人

山形県住宅供給公社（H34 年度） ※P4 参考資料参照

山形県道路公社（H42 年度）

（★ 存続公社は効率化等を徹底）

（2）行革プランでの位置付け

上記方向性に沿って、毎年度「公社等見直し計画」を
作成し、第三者委員から意見を得ながら、運営管理の
適正化に向けた取組みを推進

（3）前回総点検から10年が経過し、公社等を取り巻く環境が
大きく変化

① 政府から「第三セクター等の経営健全化に関する指針」
発出（H26.8 総務大臣通知等）* 第三セクター等の経営健全化と適切
な活用による地域の元気創造の両立を図る視点を導入

② 山形県包括外部監査結果報告（H28.3）

監査人意見（抜粋）

「県及び出資等外郭団体を取り巻く環境が急激に変化している
ことを踏まえれば、『公社等に関する指導指針』を早急に改定
するとともに、抜本的な見直しについても併せて再検討すべき」

（4）県の「公社等に関する指導指針」を全面改定（H28.3）

※ 公社等の経営健全化と地方創生への有効活用の「両立」

→ 新しい指針に基づき、「公社等の総点検」を実施
公社等のあり方をゼロベースで検証し、
今後の方向性をあらためて検討

3 「公社等の総点検」の実施方法

◎ 総点検の進め方

i. 公社等に関する指導指針に基づき、
所管部課が「公社等見直し計画」を作成し、
公社等のあり方を検証（4月～）



ii. 行政改革課が取纏めを行い、再検証（7月～）



iii. 第三者で構成する「山形県行政支出点検・
行政改革推進委員会」から意見（8月～）



iv. 「山形県行財政改革推進本部（本部長：知事）」
において決定（8月～）

★総点検のポイント

- * 事業の意義の検証
（公社等の必要性、県関与の必要性、代替可能性）
- * 経営健全性の検証
（債務超過、累積損失、当期純損失、債務保証等、長期貸付金等）
- * 費用対効果の検証
（地方創生に資する公社等の有効活用の視点を含む）

「公社等の総点検」検証フローチャート

事業類型	アウトソーシング	自律的サービス	国制度等	他団体主導
------	----------	---------	------	-------

事業の意義の検証

- ① 公社等の必要性
 - ・当該公社の運営は県の出資目的どおり適正になされているか。
 - ・設立目的を達成済み、又は設立趣旨が社会経済情勢の変化により希薄化していないか。
- ② 県の関与の必要性
 - ・県の関与は制度等で求められる義務的なものか、任意的なものか。
 - ・公社等の運営全般に今後も県の関与が必要か。
 - ・県の出資者としての立場や出資の意図が希薄化していないか。
- ③ 代替可能性
 - ・県が直接実施する場合や民営化、他公社等との統合と比較し、引き続き公社として行うことが最も適当か。

経営健全性等の検証

- [経営健全性の確保]
- ① 債務超過（正味財産（純資産）がマイナス）に陥っていないか。
 - ② 累積損失（正味財産（純資産）－基本財産等（資本金等）がマイナス）が生じていないか。
 - ③ 当期純損失赤字が2期以上継続し、かつ今後3期以内に累積損失が生じるおそれがないか。
- [県の財政的リスクの回避]
- ④ 県の債務保証、損失補償を受けていないか。
 - ⑤ 県から長期貸付金を受けていないか。
 - ⑥ 債務の元利償還金の財源の10%以上を県補助金又は貸付金等に依存していないか。

費用対効果の検証（地方創生に資する公社等の有効活用を含む）

- 費用対効果の検証
- 地方創生に資する公社等の有効活用の検証（健全経営が大前提）
 - ・地方公共団体（市町村）の区域を超えた施策展開
 - ・民間企業の立地が期待できない地域での事業実施
 - ・公共性、公益性が高い事業の効率的な実施 等

今後の方向性を検討

「公社等の総点検」スケジュール

時期	所管部・課名	団体名	数	備考	
H28.8	県土整備部	管理課 (公財)山形県建設技術センター	4	アウトソーシング	
		県土利用政策課 山形県土地開発公社		アウトソーシング	
		道路保全課 山形県道路公社		国制度等	
		建築住宅課 山形県住宅供給公社		国制度等	
H28.10	農林水産部	農政企画課 (公財)やまがた農業支援センター	8	国制度等	
		農業経営・担い手支援室 山形県漁業信用基金協会		国制度等	
		園芸農業推進課 (公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会		国制度等	
		畜産振興課 (公社)山形県畜産協会		国制度等	
		(一社)山形県系統豚普及センター		他団体主導	
		水産振興課 (公財)山形県水産振興協会		アウトソーシング	
		林業振興課		(公財)山形県林業公社	国制度等
				(公財)山形県みどり推進機構	国制度等
H28.11	商工労働観光部 (観光経済交流局)	中小企業振興課 (公財)山形県企業振興公社	6	国制度等	
		山形県信用保証協会		国制度等	
		工業戦略技術振興課		(公財)山形県産業技術振興機構	自律的サービス
				(公財)山形大学産業研究所	他団体主導
		観光立県推進課 (公社)山形県観光物産協会		自律的サービス	
		インバウンド・国際交流推進課 国際交流室 (公財)山形県国際交流協会		自律的サービス	

時期	所管部・課名	団体名	数	備考	
H29年度 ①	健康福祉部	地域福祉推進課 (公財)山形県総合社会福祉基金	8	自律的サービス	
		地域医療対策課 (公財)山形県臓器移植推進機構		アウトソーシング	
		障がい福祉課 (社福)山形県社会福祉事業団		アウトソーシング	
	環境エネルギー部 (危機管理・くらし安心局)	エネルギー政策推進課 (株)やまがた新電力		自律的サービス	
		食品安全衛生課 (公財)山形県生活衛生営業指導センター		国制度等	
	教育庁	文化財・生涯学習課 (公財)山形県埋蔵文化財センター		アウトソーシング	
		スポーツ保健課 (公財)山形県体育協会		国制度等	
	警察本部	組織犯罪対策課 (公財)山形県暴力追放運動推進センター		国制度等	
H29年度 ②	企画振興部	県民文化課 (公財)山形県生涯学習文化財団	7	自律的サービス	
		交通政策課		山形ジェイアール直行特急保有(株)	自律的サービス
				山形空港ビル(株)	自律的サービス
				庄内空港ビル(株)	自律的サービス
	置賜総合支庁	総務課連携支援室 山形鉄道(株)		自律的サービス	
	総務部	学事文書課		(公財)やまがた教育振興財団	自律的サービス
(一社)山形県私立学校振興基金協会			他団体主導		

※事業の類型

- ◎アウトソーシング : 県のアウトソーシング先として設立(県の業務の受け皿)
- ◎自律的サービス : 自律的サービスの提供主体として設立(サービスの主体)
- ◎国制度等 : 国の制度や枠組みに基づき全国的に設立(政策の担い手)
- ◎他団体主導 : 他団体主導(運営)

<参考資料> H17 年度総点検での検証結果（「廃止」の方向性を決定した 2 公社について）

- ◎ **山形県道路公社** H18.1 「第三者委員会」で協議
H18.1 「やまがた改革推進本部会議」で決定

➤ H17 年度に「廃止」の方向性と整理した理由

- ・ S40～主に観光目的の路線を有料道路として整備。今後は、利用状況及び採算性等から新たな有料道路の整備の必要性は著しく低下



➤ 廃止時期設定の考え方

- ・ H17 直ちに廃止する場合、西蔵王有料道路及び山形駅西口有料駐車場の各事業の債務を県が一括負担する必要あり
- ・ 各事業の今後の単年度収支は黒字が見込まれ、有料道路事業の許可期間中（西蔵王有料道路は H28 まで、山形駅西口有料駐車場は H42 まで）は事業を継続し、債務の縮減に努めることが最善



「H42 年度廃止」を決定

- ・ 西蔵王有料道路は H28 終了
- ・ 山形駅西口有料駐車場は H42 終了

- ◎ **山形県住宅供給公社** H18.1 「第三者委員会」で協議
H18.1 「やまがた改革推進本部会議」で決定

➤ H17 年度に「廃止」の方向性と整理した理由

- ・ 民間の宅地の需給状況を踏まえれば、公社が住宅・宅地の供給そのものに直接関与する必要性は低下（民業圧迫との指摘もあり）



➤ 廃止時期設定の考え方

- ・ 山形ニュータウン事業（蔵王みはらしの丘）の宅地分譲事業の終了をもって、廃止



「H34 年度廃止」を決定

- ・ 蔵王みはらしの丘宅地分譲事業は分譲開始後 10 年（H34）終了見込み

II 「公社等の総点検」資料

< 県土整備部 >

- (1) 公益財団法人 山形県建設技術センター … P6～
- (2) 山形県土地開発公社 … P8～
- (3) 山形県道路公社 … P10～
- (4) 山形県住宅供給公社 … P12～

公益財団法人山形県建設技術センター

【代表者】 理事長 小松喜巳男
 【所在地】 山形市緑町一丁目9番30号
 【設 立】 S54.4.1

<アウトソーシング>
 基本財産 72,940千円
 県出資比率 56.9%

事業概要

[設立目的]

- 良質な公共工事の品質を確保するため、工事の発注、工事監理等のアウトソーシング先として設立
- 県及び市町村の建設行政の円滑な推進及び下水道事業に係る施設の維持管理等

[主な事業内容・実績]

- 建設技術者の技術力向上、市町村の技術支援等
 - ・ 県及び市町村等の建設技術者の技術力向上を図る研修会等の開催 (H27: 延べ受講者数 940名)
 - ・ 市町村管理の道路施設等に係る点検診断や支援要請に応じた助言、市町村の災害復旧等の初期支援 等
- 積算・工事監理等の発注者支援
 - ・ 県及び市町村等の公共工事積算・工事監理等業務に関する技術支援 (H27: 受託実績 527件、602百万円)
- 流域下水道施設維持管理業務の受託 (H27: 受託額 1,690百万円)



県・市町村技術職員現場研修

【経営健全性等の状況(H27決算)】

(単位:百万円)

①正味財産 (負の場合、債務超過)	1,871	資産 2,701 負債 830	経営健全性あり (県の財政的リスクなし)
②正味財産－基本財産等 (負の場合、累積損失)	1,798		
③当期純損益※	△142	経常収益 2,299 経常費用 2,446	
④県の損失補償等	0		
⑤県の長期貸付金	0		
⑥債務の元利償還金 に対する県依存率	0.0%		

※当期純損失が2期連続かつ3期以内に累積損失発生する場合は注意要

H28検証結果

視 点	検証内容	検証結果
(1)事業の意義 ・ 公社等の必要性 ・ 県の関与の必要性 ・ 代替可能性	◇ センターの設立目的に掲げる事業の必要性が失われていない ◇ 県の積算業務や下水道施設管理業務のアウトソーシングは、今後も必要 ◇ 直接実施、民営化、他公社等との統合は不可能	事業の意義あり
(2)経営健全性 ・ 財務・経営状況 ・ 県の関与状況 ・ 経営健全性及び県の財政的リスク	◇ 純損失が2期連続したものの、借入金、基本財産取崩し及び累積損失なし ◇ 十分な運営資金が確保され、法人運営に支障を来すおそれなし ◇ アウトソーシングによる業務効率化を図るため設立した法人であり、県は所定の業務委託料を支出（H27年度 約20.9億円）	経営健全性あり
(3-1)費用対効果 ・ 期待される効果 ・ 費用に見合う成果 ・ 運営の効率性 ・ 採算性・持続可能性	◇ 建設・土木の専門家集団として、建設技術者の技術力向上等に貢献 ◇ 県及び市町村の積算業務等を受託し、円滑な工事発注に貢献 ◇ 下水道施設が適切・効率的に維持管理され、維持管理経費が節減 ◇ 市町村業務の受託拡大が見込まれ、今後も持続的な事業実施が可能	費用対効果あり
(3-2)地方創生 ・ 行政区域を超えて ・ 民間企業の参入が困難 ・ 公共性、公益性の高い事業の効率的実施	◇ 市町村の公共工事発注を適切に支援できる唯一の法人であり、技術職員・技術力が不足する市町村の土木建築行政の補完機能を果たすことを期待 ◇ 県と連携し、市町村の災害復旧業務の初期支援体制を構築	地方創生有効活用あり

課題と対応方針

課題	対応方針	展開方向
財務・経営の見直し	◇中期経営計画の改定を行い、収支安定化を推進 「中期経営計画（H27～H31）」を一部改定し、達成状況の検証結果を踏まえて「事業計画」策定。建設・土木の専門家集団として市町村等に対する技術支援の充実や道路インフラ長寿命化対策など市町村事業の受託拡大並びに事業効率化を図り、収支の安定化を目指す。	継続



山形県土地開発公社

【代表者】 理事長 細谷知行
 【所在地】 山形市緑町一丁目9番30号
 【設立】 S44.3.31

<アウトソーシング>
 資本金 30,000千円
 県出資割合 100%

事業概要

[設立目的]

- 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行う法人として設立

[主な事業内容]

- 公有地取得事業 県等からの依頼により、公有地を先行取得
- 公有地売渡事業 先行取得した土地の売り渡し
- あっせん等事業 県等からの委託に基づき、公共事業用地取得のあっせん、調査、測量等を実施
 H27年度 126箇所受託 H28年度 148箇所受託



旅籠町八日町線 街路整備事業（山形市）

【経営健全性等の状況(H27決算)】

(単位: 百万円)

①正味財産 (負の場合、債務超過)	669	資産 負債	820 151	経営健全性あり (県の財政的リスクなし)
②正味財産－基本財産等 (負の場合、累積損失)	639			
③当期純損益※	△29	経常収益 経常費用	171 224	
④県の損失補償等	0			
⑤県の長期貸付金	0			
⑥債務の元利償還金 に対する県依存率	0.0%			

※当期純損失が2期連続かつ3期以内に累積損失発生する場合は注意要

H28検証結果

視 点	検証内容	検証結果
(1)事業の意義 ・ 公社等の必要性 ・ 県の関与の必要性 ・ 代替可能性	◇ 公共事業の用地取得業務を円滑かつ迅速に行うため、専門的知識・経験を有する土地開発公社は不可欠 ◇ 県の全額出資法人であり、用地取得業務のアウトソーシング先として重要 ◇ 公共事業の取得業務を受託できるのは、法律により土地開発公社のみ	事業の意義あり
(2)経営健全性 ・ 財務・経営状況 ・ 県の関与状況 ・ 経営健全性及び県の財政的リスク	◇ 純損失が4期連続したものの、借入金、基本財産取崩し及び累積欠損金なし ◇ 県は所定の業務委託料を支出（H27年度 155,715千円） ◇ 十分な運営費（余剰金）が確保されており、運営に支障を来すおそれなし	経営健全性あり
(3)費用対効果 ・ 期待される効果 ・ 費用に見合う成果 ・ 運営の効率性 ・ 採算性・持続可能性	◇ 土地開発公社は用地取得分野における専門集団であり、各支所（県の各総合支庁用地主管課）に職員を配置し、効率的に業務を実施 ◇ 土地開発公社は、公共事業に係る用地取得業務を効率的、効果的に推進しており、今後とも必要不可欠	費用対効果あり

課題と対応方針

課題	対応方針	展開方向
財務・経営の見直し	◇事業量の変化に対応した効率的な経営を推進 現在4期連続で純損失を計上しており、①受託見込みの的確な把握、②事業量の変化に対応した職員配置、③県土整備部以外からの積極的な受託等を図るなど、経営効率化等を徹底し、当期純損失解消を目指す。	継続



山形県道路公社

【代表者】 理事長 細谷 知行
 【所在地】 山形市緑町一丁目9-30
 【設立】 S46.4.1

＜国制度等＞
 出資金 366,000千円
 県出資割合 100%

事業概要

〔設立目的〕

- 「地方道路公社法」に基づき、有料道路(駐車場を含む)の建設・運営管理等のため、県が設立主体となり設立

〔主な事業内容・実績〕

- 山形駅西口駐車場の運営管理 (H27: 利用台数 232,034台)
 - ・ 霞城セントラル内にある有料駐車場の料金徴収・施設の維持管理
 - ・ 道路整備特別措置法に基づき、道路公社が国土交通大臣の許可を受けて整備
- 「西蔵王有料道路事業」は、H28.3で終了



山形駅西口駐車場 (外観)

【経営健全性等の状況(H27決算)】

(単位: 百万円)

①正味財産 (負の場合、債務超過)	366	資産 1,448 負債 1,082	西蔵王有料道路終了に伴い累積損失は処理済
②正味財産－基本財産等 (負の場合、累積損失)	0		
③当期純損益※	388	経常収益 1,691 経常費用 1,303	
④県の債務保証	201		対象となる借入金は計画どおり償還(H31年度終了予定)
⑤県の長期貸付金	0		なし
⑥債務の元利償還金 に対する県依存率	97.4%		西蔵王有料道路の累積債務処理のため増加(H27限り)

※当期純損失が2期連続かつ3期以内に累積損失発生する場合は注意要

H28検証結果

視 点	検証内容	検証結果
(1)事業の意義 ・ 公社等の必要性 ・ 県の関与の必要性 ・ 代替可能性	◇ 西口駐車場は、霞城セントラルや山形駅等の利用者の駐車需要に対応するため、道路整備特別措置法に基づき設置・運営 ◇ 道路公社の設立主体・唯一の出資者として県の関与は必要 ◇ 西口駐車場は、建設に係る借入金（H31年度で償還完了予定）及び県出資金（事業終了時に返還予定）があるため、引き続き道路公社による運営が必要	H42 終了
(2)経営健全性 ・ 財務・経営状況 ・ 県の関与状況 ・ 経営健全性及び県の財政的リスク	◇ 西蔵王有料道路などこれまでに終了した事業の累積債務は処理済み ◇ 西口駐車場については、借入金の償還がH31年度に完了、H42年度まで事業を継続することにより、県出資金の返還が可能	経営健全性 あり
(3)費用対効果 ・ 期待される効果 ・ 費用に見合う成果 ・ 運営の効率性 ・ 採算性・持続可能性	◇ 西口駐車場の利用状況は、ほぼ事業計画どおり推移 ◇ 組織体制は、他公社との職員の併任や退職不補充により必要最小限	費用対効果 (H42まで)

課題と対応方針

課題	対応方針	展開方向
解散時期	◇山形駅西口駐車場事業が終了するH42年度で解散 ・ H17方針のとおり、H42年度で解散 可能な限り経営効率化に努めながら解散まで事業実施	事業終了 により 解散



山形県住宅供給公社

【代表者】 理事長 細谷 知行
 【所在地】 山形市緑町一丁目9番30号
 【設立】 S40.11.15

＜国制度等＞
 資本金 26,000千円
 県出資割合 50.0%

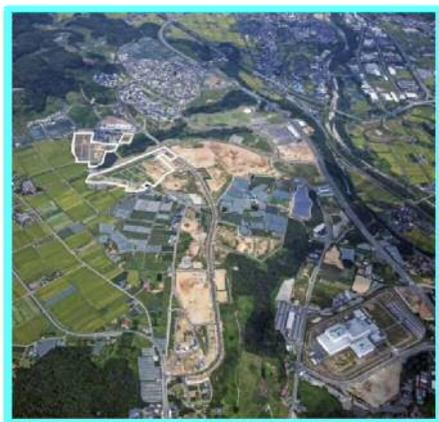
事業概要

〔設立目的〕

- 地方住宅供給公社法に基づき（県民への良質な住宅供給を目的として）県・13市町が設立主体となり設立

〔主な事業内容・実績〕

- 分譲事業
 - ・ これまでの供給実績 12市5町 98団地で分譲住宅5,430戸、宅地分譲1,364区画
 - ・ 28年度より「蔵王みはらしの丘（全230区画）」の分譲開始
- 賃貸事業（山形市嶋地区）
 - ・ 住宅用貸地 28件、事業用貸地 17件、（10年から51年間の定期借地権）
- 地域づくり支援事業
 - ・ 空き家利活用相談窓口（県全域） 27年度相談件数 計 202件
 - ・ まちの再生支援事業（鶴岡市） 26・27年度の実績 老朽空き家解体2件
 - ・ 住宅関連施設整備事業（山形市） 幼児遊戯施設「べにっこ広場」の整備代行



蔵王みはらしの丘（山形市）



【経営健全性等の状況(H27決算)】

(単位:百万円)

①正味財産 (負の場合、債務超過)	6,963	資産 7,404 負債 441	経営健全性あり (県の財政的リスクなし)
②正味財産－基本財産等 (負の場合、累積損失)	6,937		
③当期純損益※	116	経常収益 1,102 経常費用 986	
④県の損失補償等	0		
⑤県の長期貸付金	0		
⑥債務の元利償還金 に対する県依存率	0.0%		

※当期純損失が2期連続かつ3期以内に累積損失発生する場合は注意要

H28検証結果

視 点	検証内容	検証結果
(1)事業の意義 ・ 公社等の必要性 ・ 県の関与の必要性 ・ 代替可能性	◆ 従来の役割（大規模宅地開発による公的宅地供給）の必要性は希薄化 ◇ 県内各地域で人口減少に伴う深刻な課題に直面する中、人口減少対策や市町村支援等に専門家集団として対応（新たな役割あり）	終了 事業の意義あり
(2)経営健全性 ・ 財務・経営状況 ・ 県の関与状況 ・ 経営健全性及び県の財政的リスク	◇ 債務超過、累積損失、長期借入金なし ◇ 県の財政的関与なし（設立時出資のみ）	経営健全性あり
(3-1)費用対効果 ・ 期待される効果 ・ 費用に見合う成果 ・ 運営の効率性 ・ 採算性・持続可能性	◇ 独立採算(収支黒字)・無借金経営を継続するとともに、分譲事業・賃貸事業・空き家対策など地域における事業実績多数 ◇ 地方創生が喫緊の課題となる中、専門技術力等が不足する市町村から、民間事業者が参入できず、かつ公益性の高い事業に対して、建築・住宅の専門家集団が有する技術力やノウハウを有効活用することに期待大	費用対効果あり
(3-2)地方創生 ・ 行政区域を超えて ・ 民間企業の参入が困難 ・ 公共性、公益性の高い事業の効率的実施		地方創生有効活用あり

課題と対応方針

課題	対応方針	展開方向
(1) 大規模宅地開発の必要性は低下	◆ 従来の方針どおり終了 ・ 「蔵王みはらしの丘」をもって、大規模宅地開発は終了	終了
(2) 人口減少による空き家増加・地域コミュニティ弱体化	◇ 地方創生に貢献する新たな役割に対応する方向で見直し ・ 公社のノウハウを活用した人口減少対策 ・ 空き家利活用促進 ・ 老朽空き家の解体促進 ・ 中古住宅流通促進 ・ 中山間地域の定住促進 など ・ 公社の技術力を活用した市町村支援 ・ 住宅関連施設等の整備代行 ・ 公的住宅の整備支援 ・ 公営住宅のマネジメント支援 ・ 災害発生時の対応 など	再生 (定款変更、愛称設定)
(3) 市町村の住宅政策に係る技術者不足等		

